

第5号様式（第6条関係）

【交付番号】第 _____ 号
【交付日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書

届出者

ふりがな.....

氏名

届出者

ふりがな.....

氏名

特記事項

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者が、鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナー及びファミリーとして、次に掲げる事項の届出がなされ、これを受領したことを証明します。

○パートナーシップに係る届出

互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係であること。

○ファミリーシップに係る届出

パートナーシップ関係にある者の双方又は一方の三親等以内の親族を家族とし、協力する関係であること。

鎌ヶ谷市長



※本証明書を使用する際には、裏面の注意事項等を参照してください。

注意事項

- 1 この証明書は、鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 2 届出者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他届出時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップの関係を解消したとき。
 - (3) 双方とも市民でなくなったとき。
 - (4) パートナーの一方が死亡したとき。
 - (5) その他、届出の要件に該当しなくなったとき。
- 3 2(2)、(3)、(4)、(5)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。ただし、特段の理由があるときはこの限りではない。

この証明書の提示を受けた方へ

鎌ヶ谷市は、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ヶ谷」の実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップ・ファミリーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、この証明書に記載された内容は個人情報です。ご本人の同意なく口外することのないようにご注意ください。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいいます。

2 ファミリーシップとは

パートナーシップの関係にある者の双方又は一方に三親等以内の家族がおり、かつ、当該三親等以内の親族を家族とし、協力する関係にあることをファミリーシップといいます。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップ・ファミリーシップの届出をした双方が、下記のすべての事項に該当することが認められた場合に交付されます。

- (1) 民法に定める配偶者がいないこと。
- (2) 他の者とパートナーシップ関係がないこと。
- (3) 民法第734条から第735条までに規定する婚姻をすることができない関係でないこと（双方がパートナーシップ関係にある者であって、養子縁組をしている場合を除く。）。

通称名を使用した届出について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

届出者	届出者
ふりがな	ふりがな
氏名	氏名